

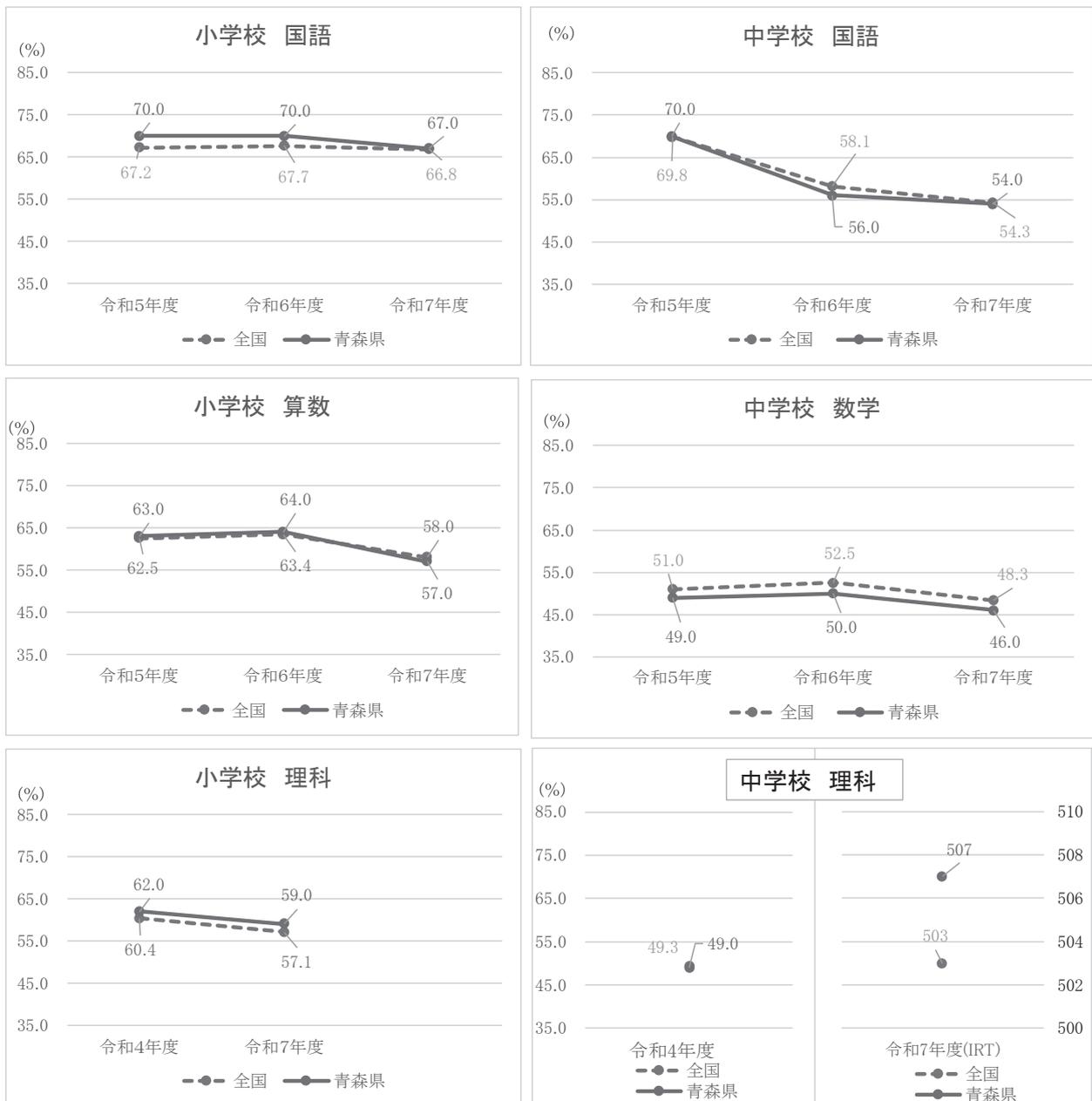
第3章 教育

第1節 確かな学力の向上

文部科学省による「全国学力・学習状況調査」によると、本県児童生徒の学力の状況は、**第2-3-1図**のとおりである。

平均正答率等を全国と比較すると、小・中学校及び義務教育学校ともに、令和5年度から令和7年度にかけては、調査を実施した教科において全国を上回るか同程度であった。

なお、平成15年度から令和5年度まで実施した県学習状況調査の結果によると、本県の児童生徒は、教科によって差はあるものの、全体の平均では、小学校でおよそ6割、中学校でおよそ5割を上回る通過率であった。今後学習の充実を図るために、情報や条件に着目して、それらを適切に使う力や、複数の情報の共通点や相違点を目的に応じて組み合わせたり関連付けたりして整理・分析し、説明する力などを、より一層身に付けさせる必要がある。



※中学校理科は令和7年度よりIRT理論に基づいて調査しているため、令和7年度の結果について、文部科学省では正答率を示さず平均IRTスコアを示している。

第2-3-1図 全国学力・学習状況調査正答率の推移(青森県・全国)

第2節 社会的・職業的自立に向けた能力の育成

1 勤労観・職業観の形成

(1) 職場体験、インターンシップ等の実施状況

ア 中学校

令和2年度の公立中学校における職場体験の実施状況調査は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は行われなかった。新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行したこともあるため、令和5年度以降の実施率が大きく上昇した。令和6年度は144校中94校が実施し、実施率は65.3%であり、令和3年度から38.3ポイント増加した。

第2-3-1表 中学校における職場体験実施状況の推移(公立学校)

年度	実施校(校数)	実施率(%)
R2 [※]	- / -	-
R3	40 / 148	27.0
R4	59 / 146	40.4
R5	88 / 145	60.7
R6	94 / 144	65.3

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は中止した。

イ 高等学校

令和6年度、公立高等学校のインターンシップの実施状況を課程別で見ると、全日制で62.8%、定時制で50.0%、通信制で33.3%となっている。全体の実施率は62.8%となっており、令和3年度から上昇傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症の発生以前の令和元年度81.5%と比較すると、20.3ポイント減少した。

第2-3-2表 高等学校におけるインターンシップ実施状況の推移(公立学校、課程別実施率)

(単位：%)

年度	全日制	定時制	通信制	全体
R2 [※]	-	-	-	-
R3	29.6	33.3	33.3	30.2
R4	46.9	33.3	33.3	44.8
R5	65.1	33.3	33.3	59.6
R6	62.8	50.0	33.3	61.2

出典：国立教育政策研究所「職場体験・インターンシップ実施状況等調査」

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、調査は中止した。

(2) 地域が支えるキャリア教育の充実

ア 社会教育を核とする地域ネットワーク活用促進事業(キャリア教育の推進)

学校と企業・NPO等を結ぶ窓口となる「青森県教育支援プラットフォーム」の各地区(6地区)におけるネットワークを活用し、地域産業による教育支援活動等により、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるキャリア教育を実施している。

(ア) 地元企業と学校のネットワーク会議の開催

学校、企業、教育支援プラットフォーム、地域学校協働本部等の関係者が「顔の見える関係」を築き、地域における未来をつくる人財像を共有するため、各地区においてネットワーク会議を開催し、意見・情報交換を行う(各地区1回実施)。

(イ) 「我が社は学校教育サポーター」への新規登録及び登録企業の周知

各関係機関と連携して情報収集しながら、新たに「我が社は学校教育サポーター」に登録する企業を新規開拓する。また、「我が社は学校教育サポーター」に登録されている企業について、学校等へ周知し、企業による教育支援活動の一層の充実を図る。

(ウ) キャリア教育推進のためのコーディネート業務

学校からの要望に応じて、地元企業・NPO等が実施している教育支援活動（出前授業・インターシップ・体験活動等）に係るコーディネートを行う。

イ 高校生のための講演会

県教育委員会では、青少年のキャリア教育の充実を図ることを目的として、東京及びその近郊に在住する本県出身者や本県にゆかりのある著名人を講師に、高校生を対象とした講演会事業に対して助成を行っている。

2 社会参加の推進

(1) 主権者教育

ア 主権者教育について

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたが、これは若い人の意見を政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものである。主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められている。

平成27年10月29日付け文部科学省の通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」では、政治的教養を育む教育について、次のように示している。

- ・学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・教科においては公民科での指導を中心とし、総合的な学習の時間や特別活動も活用して適切な指導を行うこと。
- ・各学校においては、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、現実の具体的な政治事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うこと。
- ・生徒が政治や選挙に関する理解を深め、課題を多面的・多角的にとらえ、主権者としての政治参加の在り方へと考察が深まるように工夫するなど、適切に取り組む必要があること。

イ 主権者教育の取組について

(ア) 県教育委員会の取組

a 公職選挙法改正に伴い実施した取組

- ・主権者教育推進講座
(平成27年11月6日、県選挙管理委員会、県明るい選挙推進協議会との共催)
- ・県選挙管理委員会と学校教育課による「主権者教育についての連携協力に関する覚書」締結
(平成27年11月20日)
- ・高等学校等の政治的教養の教育と生徒の政治的活動等に係る研修会
(平成28年2月4日)

b 選挙実施時における学校の対応についての文書の通知

- ・選挙における生徒の不安を取り除くよう学校が適切に対応すること。
- ・期日前投票に関する注意喚起。
- ・国が作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』等を活用して、事前に選挙や選挙運動等に関して確認すること。
- ・参政権を適切に行使できるよう時間的な配慮をすること。

(イ) 各県立学校における取組（令和5年度）

a 実施状況

政治的教養の教育については、すべての県立高等学校において、公民科の指導を中心に、特別活動

等を活用して実施している。

令和5年度の実施状況は、**第2-3-3表**のとおりである。

第2-3-3表 県立高等学校における主権者教育の実施状況(令和5年度)

実施時間	校数(延べ数)
公民の授業	49校
総合的な探究(学習)の時間	4校
特別活動	14校
その他	1校

資料：学校教育課

b 実施内容(一般的なもの、特色のあるもの)

- ・国の作成した副教材『わたしたちが拓く日本の未来』を活用した政治や選挙の仕組み等についての学習
- ・選挙出前講座の実施(講演、模擬選挙等)
- ・政策と投票行動に関するワークショップの実施
- ・話し合いを通して、現実の政治的事象についての考察を深めるための学習
- ・若者の投票率を上げるための方策について考えるグループ学習
- ・主要政党の政策の違いを通して、政治についての理解を深めるための学習

(ウ) 県選挙管理委員会の取組

将来の有権者である児童・生徒や、若者の主権者意識の向上を図るため、市町村選挙管理委員会、県・市町村明るい選挙推進協議会、教育委員会等と連携し、学校での出前講座や若者を対象としたフォーラム等を開催している。

a 選挙出前講座の実施

将来の有権者である児童・生徒の政治や選挙に関する意識を高めるため、平成24年度から、県内の小・中・高等学校等を対象に、県・市町村選挙管理委員会職員や明るい選挙推進協議会委員等が学校に赴き、選挙に関する講座やクイズ、模擬投票などを行う選挙出前講座を開催している。
(令和6年度実施校数：小学校22校、中学校3校、高等学校10校、大学等3校)

b ヤングフォーラムの開催

若者の政治や選挙に関する意識の向上や地域への参加意識の高揚等を図るため、10代後半から20代の若者を主な対象として、年1回ワークショップ等を開催している。

令和6年度は、令和6年12月7日(土)に弘前学院大学で開催し、高校生、大学生等が参加した。

c 高校生模擬議会の開催

県内高等学校において、青森県の活性化策を検討するグループワークを実施するとともに、そのうち3校の代表生徒を県庁に一堂に集め、県議会議員に政策提案を行う模擬議会を開催している。

(令和6年度の参加校

グループワーク：県立八戸北高等学校、五所川原第一高等学校、八戸聖ウルスラ学院高等学校、
県立三本木高等学校、

模擬議会：五所川原第一高等学校、県立八戸北高等学校、県立三本木高等学校)

(2) 青少年団体活動

青少年が、集団の中で自己を確立し、連帯の心を身につけていく上で、青少年団体が果たす教育的役割は大きい。これら青少年団体の活動としては、学習活動、奉仕活動、レクリエーション活動、野外活動、

国際交流活動などがある。

ア 少年団体

主な少年団体の加入状況は、**第2-3-4表**のとおりである。

第2-3-4表 少年団体加入状況の推移

区分		年度	H30	R 1	2	3	4	5	6	7
子ども会	団体数(団体)		831	794	618	617	584	577	578	536
	加入者数(人)		27,098	25,747	17,845	17,845	17,713	17,590	17,980	16,002
ボーイスカウト	団体数(団体)		10	10	10	6	6	6	6	6
	加入者数(人)		272	221	197	153	139	125	115	114
ガールスカウト	団体数(団体)		8	8	8	8	8	8	8	8
	加入者数(人)		215	210	214	201	201	162	171	161

資料：生涯学習課

少年団体には、地域を基盤とし主に町内のように、ある一定の地域に居住するものによって組織される「地域子ども会」や、同じ趣味・関心をもつものにより定められた活動を行うボーイスカウト、ガールスカウトなどの「目的少年団」に大別される。

青森県子ども会連合会は、昭和42年に結成されて以来、様々な研修会や日常的な活動の中で、子どもたちの豊かな感性や社会性、ボランティア精神を養っている。現在は全国子ども会連合会が作成した育成基準に基づき、リーダー・指導者・育成者等の養成が計画的に進められている。

ボーイスカウトは、昭和25年に青森市に最初に結成されて以来、弘前、八戸、上十三、むつなどの各地に結成され、観察活動、創作活動、奉仕活動、野営訓練、救助訓練など多彩な訓練や学習が続けられている。(現在は、青森市、弘前市、むつ市のみ)

ガールスカウトは、昭和26年に弘前市で結成されて以来、活動の輪を広げ、現在、弘前、青森、三沢、八戸、むつ、十和田の各地区で活動している。少女と女性が自らの可能性を最大限に発揮できる社会に向け、「やくそく」と「おきて」をもとに、「自己開発」、「人とのまじわり」、「自然とともに」の3つのポイントを大切にしながら、一人ひとりが地域社会の中で共に成長できる活動を重ね、変化する社会の中で、様々な体験を通じ、自らの力を伸ばしながら、自分らしく行動できる女性を育てている。

イ 青年団体

青森県連合青年団は、県青年大会及び県青年問題研究集会の参加者の減少や同団の役員不足などから、平成29年度より活動を当面休止することとなった。また、県内各地域の青年団については組織されている数が少なく、活動の縮小や活動中止となっているところもある。

一方で、まちおこしや子育て支援など、地域課題等について特化した青年組織が、青年団よりも多く存在しており、各地域において活動を展開している。

本県の青森県連合青年団の加盟団体及び加盟者数の推移は**第2-3-5表**のとおりである。

第2-3-5表 青森県連合青年団加盟団体及び加盟者数の推移

(単位：団体、人)

区分	年度	H22	23	24	25	26	27	28	29～
加盟団体数		5	6	5	5	5	4	4	活動休止
加盟者数		120	110	120	100	100	100	100	

資料：生涯学習課

(3) 体験活動・ボランティア活動の推進

奉仕活動や体験活動の情報提供やコーディネート等を行うことを目的として自治体に設置されている支援センターの活動に参加することを通して、青少年が社会性と思いやりの心など豊かな人間性を育むことが期待されている。

第2-3-6表 体験活動ボランティア活動支援センター等一覧(県及び市のみ)

番号	設置自治体	名 称	設置場所・運営者
1	青森県	青森県社会参加活動推進センター (インフォメーションプラザ「ありす」)	青森県総合社会教育センター
2	青森市	青森市ボランティアセンター	青森市社会福祉協議会
3	弘前市	ひろさきボランティアセンター	弘前市市民参画センター内
4	八戸市	八戸市社会福祉協議会ボランティアセンター	八戸市社会福祉協議会
5	黒石市	黒石市ボランティアセンター	黒石市社会福祉協議会
6	五所川原市	五所川原市ボランティア・市民活動センター	五所川原市社会福祉協議会
7	十和田市	十和田市市民活動・NPOボランティア活動団体ホームページ	十和田市まちづくり支援課
8	三沢市	三沢市ボランティアセンター	三沢市社会福祉協議会
9	むつ市	むつ市ボランティア・市民活動センター	むつ市社会福祉協議会内
10	つがる市	つがる市社会福祉協議会地域福祉事業	つがる市社会福祉協議会
11	平川市	平川市ボランティア市民活動センター	平川市社会福祉協議会内

資料：地域生活文化課